



知っとく 医療制度

～高額医療費制度のご紹介～

北病院 総合サービス課 福島 崇

普段、病院の会計窓口で患者様からご質問を頂く、
【高額医療費制度】についてご紹介させていただきます。

～自己負担限度額はいくらなの？～

医療費自己負担限度額

●70歳未満の自己負担限度額

適用区分	自己負担限度額(1か月)
年収1160万円以上 標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%
年収770万～1160万円 標準報酬月額53万～79万円	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%
年収370万～770万円 標準報酬月額28万～50万円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%
年収370万円未満 標準報酬月額26万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

(注) 過去1年間に4回以上高額療養費が支給された場合は4回目以降の限度額が下がります。

●70歳以上の自己負担限度額

適用区分	自己負担限度額(1か月)	
	外来(個人)	外来+入院(世帯合算)
年収1160万円以上 標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%※	
年収770万～1160万円 標準報酬月額53万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%※	
年収370万～770万円 標準報酬月額28万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%※	
年収370万円未満 標準報酬月額26万円以下	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円※
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
年金収入80万円以下(世帯全員)		15,000円

(注) 過去1年間に4回以上高額療養費が支給された場合は4回目以降の限度額が下がります。

・世帯合算は同じ保険に加入している人同士が対象となります。

～高額医療費制度とは何か～

高額医療費制度とは、病院の窓口で支払った医療費の自己負担が、1か月に一定の額(以下、自己負担限度額)を超えた場合、後でその超えた額が保険者から高額医療費とし

て支給される制度です。また、事前に限度額適用認定証等を病院へ提示することで、超えた金額は窓口で払わなくてもよくなります。

～高額医療費の支給を受ける手続き方法～

保険者によって異なりますが、国民健康保険の場合は、区役所保険年金課保険係、後期高齢者医療保険の方は、市町村の後期高齢者医療担当窓口で手続きをします。必要なものは、申請書(窓口において在ります)・印鑑・保険証です。注意事項としては、診療月の翌月初日から起算して2年間を経過すると支給されなくなります。

北病院の地域連携室のソーシャルワーカーや総合サービス課の職

員へお気軽にご相談ください。できる限りの情報提供をさせていただきます。

